

年 組 名前:

# 自転車違反に反則金

## ながら、酒気帯び 罰則化

改正法成立

16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則切符（青切符）制度の導入を柱とした改正道交法が17日の参院本会議で可決、成立した。自転車走行中の携帯電話使用（ながら運転）や酒気帯びに罰則を新設した。青切符制度は公布から2年以内、ながら運転、酒気帯びへの罰則は6カ月以内に施行する。

16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則切符（赤切符）交付より違反の処理時間を短縮でき、効率的な取り締まりと違反者への安全運転の指導が可能となる。青切符は車やバイクでは導入済みで、自転車の取り締まりが大きく変わるようになる。青切符対象となる115種類程度の違反のうち、重点対象行為と位置付ける「信号無視」や「指定場所一時不停止」といった違反を中心に取り締まる。運転中に手に持った携

帯電話で通話したり、画面を注視したりする、ながら運転も対象だ。反則金を納めずに起訴されて有罪になると、6月以下の懲役または10万円以下の罰金となる。具体的な摘発基準は警察庁が施行までに全国の警察に示す。違反を認知した警察官の指導や警告に従わなかったり、歩行者らに危険を生じさせたりした際の交付を想定。反則金の額は原動機付き自転車並みの5千～1万2千円ほどになる見込みだ。

(2024年5月18日付 山梨日日新聞1面)

### 問1

16歳以上の自転車の交通違反に、反則金を支払う改正道交法が参院本会議で可決、成立しました。6カ月以内に施行する罰則で、あらたに新設された罰則の違反を2つ、教えてください。

.....

### 問2

重点対象行為となっている違反を2つ、教えてください。

.....

### 問3

反則金を納めずに起訴されて有罪になった場合、どのような罰則が科せられますか。

.....